

一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する規則

平成28年3月31日

一関地区広域行政組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例（平成28年一関地区広域行政組合条例第3号）第2条において準用する一関市職員の退職管理に関する条例（平成28年一関市条例第3号）第2条及び第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の退職管理に関しては、一関市職員の退職管理に関する規則（平成28年一関市規則第11号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。